

## NOSA I Q&A CONTENTS VII (損害評価)

農業共済新聞より (一部再編集)

### Q1. 水稲共済の被害申告はどのようにすればいいのですか？

#### A1. 【答え】

水稲共済の被害申告 水稲共済の損害評価は、農家のみなさんに支払われる共済金に直結する大切な作業ですから、NOSA I では適正かつ公平に損害を把握するため、組合、連合会、農林水産省の各段階で、何重にもチェックする体制で実施しています。ただし、組合の損害評価は、農家のみなさんから被害申告を受けて初めて開始されることとなっているため、共済金の支払対象となりそうな被害を受けた農家のみなさんは、必ず組合へ被害申告しなければなりません。なお、2004年産から災害による品質の低下を伴う生産金額の減少を補償する「品質方式」が導入されました(その損害評価は、JA等の証明する客観的な出荷データに基づき行われます)。この加入方式についても、被害申告があつて初めて損害評価が行われます。詳しくはこちら。

### Q2. 組合等の水稲損害評価はどのように行われますか？

#### A2. 【答え】

組合等の水稲損害評価 NOSA I の組合では、農家からの被害申告を受けて、水稲共済の損害評価を行います。一筆方式、半相殺方式の場合、被害申告のあつた耕地について一筆ごとにすべてを損害評価する悉皆(しっかい)調査を行います。これは、主として農家から選ばれた損害評価員が3人1組で行い、被害耕地の10アール当たり収穫量を見込みます。悉皆調査が終わると、評価地区(各評価班が担当した地区)ごとに抽出した一定数の耕地について、組合等の職員や損害評価会委員が抜取調査(刈取実測)を行い、悉皆調査の評価地区ごとの偏りを修正します。損害評価会では、抜取調査の結果に基づいて組合管内の損害高(共済減収量)を認定します。

### Q3. 連合会の水稲損害評価はどのように行われますか？

#### A3. 【答え】

連合会の水稲損害評価 NOSA I の連合会は、組合等(等は市町村営の場合)の水稲損害評価の認定結果を検定するため、組合等の現地調査の終了後、連合会の職員や損害評価員によって、組合が調査した耕地の中から一定数(一筆方式の場合は、組合等ごとに18筆が基準)を抜取調査します。この調査は、主に刈り取り実測の方法により行われます。続いて連合会は損害評価会を開き、抜取調査の結果と組合等の評価高を比較して差がある場合は、必要に応じて修正した上で、各組合等の損害高(共済減収量)を

認定します。連合会は、各組合の損害高を取りまとめて、農林水産大臣に報告します。

**Q4. 国（農林水産省）の段階での損害の認定はどのように行われますか？**

**A4. 【答え】**

水稲共済の国の損害認定 NOSAIの損害評価は、より正確な損害の認定を行うため、組合、連合会、国（農林水産省）の3段階で行われます。農林水産省は、連合会から報告された評価高について農林水産統計資料などをもとに審査し、最終的な損害高を認定または承認します。これにより損害評価高が決定されます。連合会は、その評価高をもとに、組合ごとの損害高を認定します。次に組合等は農家ごとの損害高を認定します。このようにNOSAIの損害評価は公正な認定が行われるよう、何段階ものチェックが行われています。

**Q5. 水稲共済金の加入方式ごとの支払いの仕組みはどのようになっていますか？**

**A5. 【答え】**

水稲共済金支払いの仕組み 農家のみなさんが選択した加入方式や補償割合ごとに、共済金の支払い方が異なります。一筆単位方式では、被害耕地ごとに、基準収穫量（平年収量）の3割（または4、5割合）を超える減収となった場合、それを超える減収量にキロ当たり共済金額（契約補償額）を掛けた額が共済金として支払われます。半相殺農家単位方式の共済金は、被害耕地の減収量の合計が、農家の基準収穫量の2割を超えた場合に、全相殺農家単位方式では、被害農家の減収量が、その農家の基準収穫量の1割を超えた場合に、それぞれの割合を超えた減収量について共済金が支払われます。水稲品質方式は、農家ごとに、品質の低下を加味した実収穫量が、基準収穫量を下回り、かつ生産金額が平年の9割（または8、7割）に達しないとき、下回った部分について共済金が支払われます。加入方式は組合の共済規程等で定められております。なお、冷害や台風などにより、広い範囲に大きな被害が発生した場合の共済金の支払いや事業の不足金のでん補に備えるため、NOSAIでは、総代会の議決を得て、剰余金を一定のルールにより法定積立金（不足金てん補準備金）として、さらに残額がある場合は特別積立金として積み立てています。

**Q6. 水稲共済金の支払いのために、各段階で責任分担はどのようになっているのですか？**

**A6. 【答え】**

水稲共済金の支払いの責任分担 毎年、長雨や台風による災害で、各地で大きな被害が起きています。自然の影響を大きく受ける農業生産は、時として大きな災害に見舞われることがあります。NOSAIの組合等（等は市町村営の場合）では、共済金の支払いが多額となり、組合等だけでは支払いができなくなる場合に備えて、その共済金支払い責任の一部を都道府県段階の連合会に保険しています。連合会も同様にその責任（保

険責任)の一部を国に再保険して(都県1組合の特定組合は国に直接、保険します)、被害に応じた全国的な危険分散を図り、農家のみなさんへの共済金の支払いに支障が生じないようにしています。

#### **Q7. 損害評価員の役割と損害評価の方法について教えてください?**

##### **A7. 【答え】**

損害評価員の役割と損害評価方法 NOSAIの組合等の損害評価員は一般に、集落ごとに、組合長(市町村営事務組合の場合は市町村長)から委嘱された農家の代表によって構成され、その役割には、各共済目的の損害評価のほか、損害防止の指導などがあります。損害評価の具体的な方法は、例えば、水稻共済で被害申告のあった圃場を全筆調査(悉皆(しっかい)調査)する場合は次のようになります。1班当たり3人の損害評価班を編成し、それぞれの担当地区(評価地区)について、1筆ごとに耕地の内外から観察したり、穂を触ったりして10アール当たり収穫量を把握する検見(主に肉眼による調査)などの方法で調査します。損害評価の公平性を保つため、損害評価員はそれぞれ、自分の集落以外の評価地区を悉皆調査することになっており、水田やその周辺を見回り、品種、被害の種類やその程度、肥培管理の状況、穂数、着粒数、稔実状況などを肉眼で観察します。組合等では講習会などを通じて、損害評価員の個人差を防ぐための評価眼の統一や、評価技術の向上を図っています。

#### **Q8. 大豆共済の損害評価はどのように行われるのですか?**

##### **A8. 【答え】**

大豆共済の損害評価 加入農家のみなさんがNOSAIの組合等(等は市町村営の場合)へ「損害通知」を行うことにより開始されます。組合等は、一筆方式および半相殺方式では、損害通知のあった全圃場に対して、損害評価員3人による評価班を編成して、「悉皆(しっかい)調査」を行います。悉皆調査の結果は、組合等および連合会による「抜取調査」によってそれぞれ検証されます。偏った圃場を抜き取らないように、抜取調査の方法は、農林水産省が定める損害評価要綱などで細かく規定されています。連合会等の抜取調査を経て取りまとめられた損害評価高は、農林水産省で審査、認定され、その後、共済金が支払われます。

#### **Q9. 畑作物共済において免責基準があるそうですが?**

##### **A9. 【答え】**

畑作物共済における補償の免責 自然災害などによって、大豆などの畑作物に被害を受けても、農家が法律に定められた義務などを怠っている場合は、満額の共済金を受け取れないことがあります。具体的には、「免責」や「分割評価」が適用される場合のことです。免責とは、自然災害などによって加入農家の作物に損害を受けた場合、NOSAI

Iの組合等は、それを補てんする責任がありますが、一定の事由（理由）があれば、その責任を免れるという意味です。一定の事由には、加入申し込みの際に面積などを正確に申告しなかった場合や、事故発生通知を怠った場合などが法律で定められています。

**Q10. 畑作物共済の分割（ぶんかつ）評価とはどういうものですか？**

**A10. 【答え】**

畑作物共済の分割評価 畑作物共済の損害評価における分割評価とは、例えば、大豆が減収した場合、その減収部分を、共済金の支払対象とする減収部分と、支払対象としない減収部分に分けて見積もり、そのうち、支払対象としない減収部分を収穫があったものとして扱うことをいいます。大豆などの畑作物共済では、肥培管理の不行き届きや不適切な病虫害防除のほか、不適切な土壌管理や連作障害などが、分割評価の対象となります。分割評価がどのような場合に行われるかは、NOSA I事業別にそれぞれ具体的に定められています。

**Q11. 大豆共済の加入方式ごとの共済金の支払いは？**

**A11. 【答え】**

大豆共済の共済金の支払い 大豆共済には3通りの加入方式があり、共済金の算出方法は、それぞれ異なります。「一筆単位方式」では、耕地ごとにみて、減収量がその耕地の基準収穫量（平年の収穫量）の3割を超えた場合に共済金が支払われます。「半相殺方式」と「全相殺方式」では、農家単位でみて、減収量が基準収穫量の2割を超えた場合に共済金が支払われます。そのうち、半相殺方式の減収量は、被害を受けた耕地ごとの減収量の合計で計算します。一方、全相殺方式では、JA等の証明する客観的な資料により把握した農家ごとの出荷量データを基に減収量を算出します。結果的に、耕地ごとの増収分と減収分が相殺されることとなります。